

(公印省略)
令和8年3月24日

川西市議会議長
大矢根 秀 明 様

建設常任委員長
斯 波 康 晴

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

1. 議案第11号 市道路線の認定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、市道の認定を行うにあたり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 今回認定対象となっている8路線の整備状況を伺いたい。</p> <p>答 開発行為に伴い市に帰属した道路7路線については、既に完成しており通行可能となっているが、旧市立川西病院跡地横の2222号については、今後整備する予定である。</p> <p>問 本議案では、8路線をまとめて上程されているが、認定時期について何か決まりごとがあるのか伺いたい。また、市道2225号から2228号までは同じ開発区域内の道路だと認識しているが、4路線に分割した理由も伺いたい。</p> <p>答 認定の時期については法令の規定はなく、案件ごとに適宜議案を提出するものであるが、今回は格別認定を急ぐ道路もなかったことから、年度末にまとめて提出したものである。また、4路線に分けた点については特段の理由はないが、一定きりのよいところを起点及び終点とし、認定しようとするものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

2. 議案第24号 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業における清算金手続きが令和7年10月末に完了したため、当該条例を廃止しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 徴収清算金のうち、分割払いとしていた3名の徴収が令和7年10月に完了したとの説明があったが、本条例廃止に伴う他の条例等への影響について伺いたい。</p> <p>答 本条例は、本事業全般に係る条例であり、地積の決定や審議会委員の定数などの詳細を定めるものもあるが、区画整理事業については既に完了しており、残っていた清算業務も今回で全て完了となったため、廃止に伴う他例規への影響はない。</p>

<p>問 区画整理事業の完了に当たっては、以前報告書が提出されたものと認識しているが、長きにわたって対応してきた事業であったため、後世に継承できるものがあれば引き継いでもらいたいという観点からも、今回の清算を以て改めて総括する考えについて伺いたい。また今後、関連事案や不都合が生じた際に対応する所管部署を確認したい。</p> <p>答 改めて総括する考えはない。また今後の対応については、区画整理事業は引き続き都市政策部が所管することとしており、不都合が生じた際には適宜対応していく予定である。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3. 議案第25号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律の運用開始に伴い、条例の一部を改正するもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 配付資料によると、耐震性不足等のマンション（要除却等認定を受けたマンション）の建替え・更新に際し、現行の容積率の特例制度に加え、今回は高さ制限の特例制度を追加しようとしているが、市内の老朽化したマンションは概ね対象となるのか伺いたい。</p> <p>答 要除却等認定を受けるには、①耐震性不足、②火災に対する安全性の不足、③外壁等の剥落により周辺危害が懸念されるもの、④給排水管の腐食等による有害性、⑤バリアフリー基準への不適合のいずれかに該当する必要がある。市内全てのマンションの状態を把握したわけではないが、一般的には老朽化に伴う建替えが中心であるため、同条件に適合する可能性は大いにあると考えている。</p> <p>問 審査手数料については、容積率の緩和及び高さ制限の緩和をともに申請しようとする場合、それぞれで16万円ずつ掛かるのか。また、容積率の緩和に係る手数料については昭和50年代から変わっていないが、人件費が高騰する昨今において、今後の手数料の動向について市の見解を伺いたい。</p> <p>答 両方同時に申請がある場合は16万円として取り扱う。また、審査手数料については、審査の手間自体は過去から大きく変わっておらず手数料も同額のみであるが、兵庫県下で統一して手数料を定めているため、今後県内の行政庁と協議のうえ変更する可能性はあるものの、現時点では据え置く方針である。</p>
<p>特記事項 配付資料あり（法改正および手数料条例改正の概要）</p>

審査結果 原案可決（全員賛成）

4. 議案第26号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、付属機関から川西市次世代型移動サービス推進会議を廃止するとともに、新たに川西市地域公共交通会議を設置するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 説明によると、川西市次世代型移動サービス推進会議の調査事項について、今後は、川西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）で包括的に行うとされているが、令和元年から各種協議の上、大和団地でかつて進めていたオンデマンドモビリティサービス実証実験は、一旦断念という理解で相違ないか確認したい。

答 次世代型移動サービスについては、一旦は終了という形を取るが、今後、自動運転などの新たな技術の導入可能性も踏まえて、次世代型に該当する項目についても審議したいと考えており、議論の効率化のためにも、現在活発な動きのある地域公共交通会議に包含して審議していく方針である。

問 現在の交通会議は、法的根拠に基づき設置されているが、市の付属機関としての位置付けになる意義について伺いたい。

答 市の付属機関となっても引き続き土木部が所管し、内容的に大きく変更するものはないが、同会議の規則において、次世代型移動サービスについて明文化するような例規改正は行う方針である。

問 地域公共交通に関しては、地域において様々な議論や活動、試行錯誤を経て現在に至っており、今後も継続的な議論や新たな課題も生じていくものと推察するが、今後の課題については個別の機関を設置し検討するのではなく、交通会議において包括的かつ継続的に、開催頻度も確保して議論していく方針で相違ないか確認したい。

答 そのとおりである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

5. 議案第27号 川西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、能登半島地震において宅内配管工事を行う業者の確保が困難となり、復旧工事が遅れた事例を踏まえて、災害その他の非常時において宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、条例の一部を改正しようとするもの。

<p>質疑の概要</p> <p>問 大規模災害の発災時に、指定の事業者以外にも復旧対応を依頼できるための条例改正であると理解しているが、非常時に対応を依頼できる事業者リストの整備状況を伺いたい。</p> <p>答 リストという形では整備していないが、実際の発災時は他市が指定している水道事業者をホームページ等により確認できることと、自治体の指定業者については一定国の許可を得ているため、業務水準についても確保できるものと認識している。しかし、非常時のより迅速な対応のため、リスト化については、今後の課題として検討したい。</p> <p>問 本案における「災害、その他の非常の場合」の定義について伺いたい。</p> <p>答 現時点では法令で定義されていないが、国からの通達によると、事態の原因よりも、事態がもたらす結果により判断するとされているため、大規模な災害を想定している。</p> <p>問 今後リストの作成にあたり、他市町と連携する考えはないのか確認したい。</p> <p>答 阪神間で年に3回程度7市1町給水装置協議会で協議等を行っており、同協議会で情報の共有など連携をしていきたいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

6. 議案第28号 川西市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、能登半島地震において宅内排水設備等の工事を行う業者の確保が困難となり、復旧工事が遅れた事例を踏まえて、災害その他の非常時において宅内排水設備の復旧に対応する業者を確保するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案は、議案第27号同様、大規模災害の発災時に迅速に復旧対応を行うためのものと理解しているが、リスト化に関する考え方及び他市町との連携機会について伺いたい。</p> <p>答 課題となっているリスト化や災害の定義、応援範囲などについて機動的に対応していくため、水道と同様に情報の整理を行いたい。また、下水道においても、阪神ブロックにおける協議会があるので、情報発信など連携していきたいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>

7. 議案第29号 令和7年度川西市一般会計補正予算（第8回）

議案の概要

第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第6目財産管理費 管財事業及び資産有効活用事業、第7目公共施設マネジメント費。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。

質疑の概要

(1) 第1表 歳出

①第2款 総務費

問 公共施設マネジメント事業において、公共施設照明器具LED化整備業務委託で4099万2000円を減額している点について、全て入札差金によるものなのか伺いたい。また、今後同様の工事は残っていないのか確認したい。

答 本補正は全額入札差金による減額である。また、今回の業務委託については、大規模改修工事実施予定施設及び廃止予定施設を除く施設について実施したものであり、来年度以降の実施予定はない。

②第8款 土木費

問 住宅長寿命化推進事業において、住宅改修推進事業補助金で770万円を減額している点について、現時点における実績及び周知方法について伺いたい。

答 現状の実績は、住宅耐震改修計画策定費補助が想定件数10件に対して実績7件、住宅耐震改修工事費補助が同10件に対して8件、簡易耐震改修工事費補助が同2件に対して1件、シェルター型工事費補助が同1件に対して0件、屋根軽量化工事費補助が同2件に対して2件、建替工事費補助が同5件に対して1件、防災ベッド等設置補助が同1件に対して0件となっている。また、周知方法については、近年はセミナーの開催により実施していたが、今年度は旧耐震住宅の多い地域に対して、直接案内を配布した。

問 住宅政策推進事業における空き家活用支援事業補助金及び子育て住宅総合支援事業補助金並びに住宅長寿命化推進事業における住宅耐震改修促進事業補助金について、各補助金が当初の見込みを下回ったため減額に至ったとの説明があったが、これらの要因について伺いたい。

答 空き家活用支援事業は、県随伴事業であるが、県の予算が早々に上限に達したことにより、市の補助金を活用できなかったため減額したものである。また、子育て住宅総合支援事業は、昨年7月から周知を行ったものであり、家の購入までには時

<p>間を要するため、現時点では申請が低調であったことから減額に至ったものである。今後は申請が伸びるのではないかと予測している。さらに、耐震改修促進事業は、昨年度は能登半島地震発生直後で住宅所有者の関心が高まり申請件数が増加したが、今年度は例年並みの申請件数に戻ったため減額したものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

8. 議案第33号 令和7年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>決算見込みに基づく歳入歳出予算の補正。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 不動産売却収入について、9,644万6,000円を減額しているが、これは売却金額を高く設定したことによるものなのか確認したい。</p> <p>答 今回の減額は、赤坂池周辺用地の売却時期が、令和8年度以降となったことによるものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

9. 議案第34号 令和7年度川西市水道事業会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>受贈財産の増加に伴う長期前受金戻入益の増などに伴う収益的収入及び支出の補正、消火栓設置数の増加に伴う他会計負担金の増などによる資本的収入及び支出の補正、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、他会計からの補助金の補正。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 長期前受金戻入で、舎羅林山開発に伴う受贈財産の増加に伴い3,790万円を増額し、減価償却費において、同様の理由により3,440万円を増額している点について、当該受贈財産の概要及び受贈を受けた管の耐用年数について伺いたい。</p> <p>答 舎羅林山開発に伴い、受贈した水道施設の詳細は、水道管が約3億7,000万円となっているほか、ポンプ場施設として土地が約1,500万円、建物が約1億5,000万円、その内部の電気設備約1億6,000万円、ポンプ施設約2億6,000万円、その他の機械が約5,000万円となっている。また、管については全て受贈の際に更生工事が行われていることから、耐用年数は30年と考えている。</p>

<p>問 固定資産売却益に関して4,200万円増額しているが、その要因について伺いたい。</p> <p>答 今回の増額補正は、旧滝山取水場跡地について、令和6年度も売却のため公告したが買い手が付かなかったため、今年度は当初予算での計上を見送っていたが、令和7年度に改めて公告をしたところ、買い手が付いたことがその要因である。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

10. 議案第35号 令和7年度川西市下水道事業会計補正予算（第3回）

<p>議案の概要</p> <p>業務の予定量の補正、長期前受金戻入益の増などに伴う収益的収入及び支出の補正、社会資本整備総合交付金の減による資本的収入及び支出の補正、他会計からの補助金の補正、利益剰余金の処分の補正。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 長期前受金戻入で、舎羅林山開発に伴う受贈財産の増加に伴い8,220万円を増額し、減価償却費において、同様の理由により8,100万円を増額している点について、当該受贈財産の概要について伺いたい。</p> <p>答 土地が約1万2,000平米で約1億円、構造物が污水管渠で約1億7,000万円、雨水管渠で約40億円となっている。なお、これら管渠の耐用年数は、受贈される際に修繕等が行われていることから、40年から50年と見込んでいる。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>